

表題：沖縄島やんばる地域のマングース防除事業

*1 嘉数 浩, *2 飯島 康夫 (演者)

1 沖縄県文化環境部・2 八千代エンジニアリング(株)

1. はじめに

沖縄島には1910年に野鼠やハブの駆除のためにインドからマングース29等が移入された。その後繁殖をし続け、1978年には名護市、1993年には塩屋湾・福地ダム以南、2005年には県道2号線まで生息域を広げ、希少生物の減少の原因となっている。

沖縄県では、やんばるの森に住む希少動物を外来生物マングースから守ることを最終目的に、マングースがやんばる地域に侵入しないための方策、すなわち「マングース北上防止柵」を研究開発し、設置を実施している。一方で侵入しているマングースに対しては組織的な捕獲を展開し、現在生息数は減少している状況にある。

本報告は沖縄県事業の現状を報告する。

2. 沖縄県のマングース捕獲事業経緯

2000年度に捕獲事業を開始して以来毎年捕獲規模を拡大し、2005年度までにワナ設置実績地点数は4771地点に及び、2005年度までに捕獲した総捕獲個体数は6593頭である。捕獲はカゴワナを使用し、STライン（塩屋湾-東村平良湾）以北を中心に実施している。2005年度に実施したSTライン以北の推定生息数は約610頭で、2003以降減少している状況にある。

マングース北上防止柵は2004年度に研究開発し、2005年に設置を開始、本年度中に完成予定である。

表2. 1 マングース防除事業経緯

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
捕獲事業	2000年開始						
防除計画検討							
北上防止柵							
研究開発							
設計							
設置工事(大宜味村)							
設置工事(東村)							

表2. 2 事業規模とSTライン以北の推定生息個体数

年 度	*TD	総捕獲数	*捕獲効率	推定生息個体数
2000	86758	303	0.35	—
2001	131732	333	0.25	—
2002	142524	2107	1.48	—
2003	180068	2025	1.12	約1,500
2004	200371	1184	0.59	約750
2005	264356	641	0.24	約600

(*TD---設置地点数の年間累計 *捕獲効率=捕獲数/TD×100)

3. 効果的なマングース対策の検討

2003年度から現在まで、捕獲結果などをもとに、生態系を保全すべきSTライン（塩屋湾-東村平良湾）以北の地域からマングースをいかに排除するかについて検討委員会を設置し、次の事項を検討してきた。

- ① 捕獲技術の高度化として、既存ワナの改良・イタチワナの使用・誘引剤の使用など
- ② フェンスによる効果的な侵入防止
- ③ 効果的なワナ配置計画と捕獲結果の評価
- ④ 事業評価 など

これらの検討結果から、現実的な対応として、フェンスの設置、効果的なワナ配置のための定期協議（1回/月）、生息個体数推定と捕獲規模の設定等を実行している。

4. マングースの分布状況

図4.1に2005年度の捕獲結果（捕獲効率）、図4.2に2005年度で減少（増加）した地域を示す。

SFライン沿い付近で密集地域（図-4.1の濃い部分）を平成17年度には重点的に捕獲し、この地域での減少に成功している（図-4.2薄い部分）。

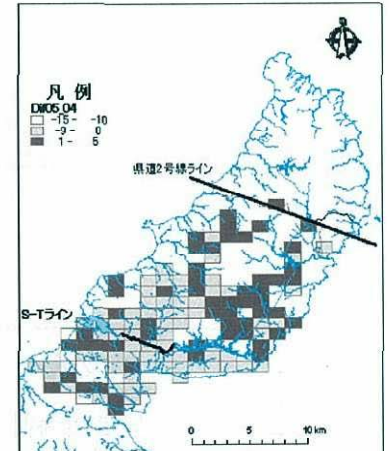
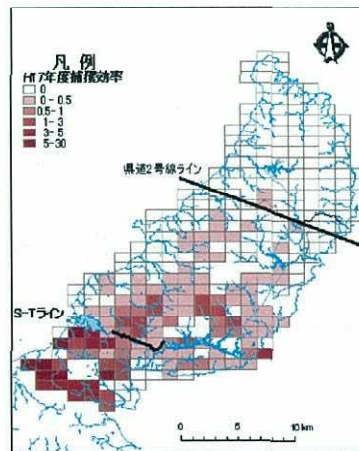


図4.1 捕獲結果（捕獲効率）

図4.2 H17の減少地域と増加地域

（捕獲効率＝捕獲数/TD×100 TD---設置地点数の年間累計）

5. 北上防止柵の設置検討

5.1 設置ライン

設置ラインは生息密度の大きく異なる国道331号線を中心に前後4ラインを設定し、道路交差などの開口部、土地利用状況、人の利用、設置コストなどを比較検討し、現ライン（SFライン）の実現性が高いと評価した。

5.2 構造の検討

琉球大学の協力を得て、生きたマングースを用いて、幅2.5cmの縦スリットを基本に柵の高さ（100、120、150cm）、返し、パネルなどを組み合わせで13パターンほどを実験した。その結果、防護柵は高さ120cmで上部に30cmの鋼板パネルを張り、下部に穴掘り防止用の30cmの柵と同じスカートを設置する構造とした。

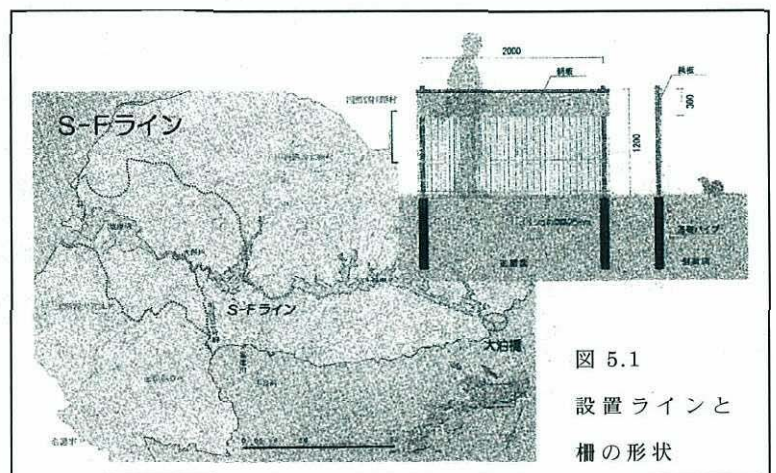


図5.1
設置ラインと
柵の形状

6. 今後の展望

北上防止柵の完成により、マングースの根絶に向けての懸案事項であった「マングースを捕獲した地域に再びマングースが侵入することの防止」がほぼ解決できると考えている。

沖縄県はやんばるの森の貴重な自然資源を守るとともに失われた自然の再生を目標に、マングース駆除事業を今後も継続し、平成27年3月31日までに、国等とも協力しながら当該地域（北部3村；国頭村・大宜味村・東村）からの完全駆除及び当該地域へのマングースの侵入の完全防止を図っていくこととしている。